

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社 H.I.S.A.  
訪問看護ステーション LIFE DESIGN

## 1. 基本方針

訪問看護ステーション LIFE DESIGN（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全を確保するため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症が発生した際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の予防及びまん延防止対策を徹底するために、本指針を定めるものである。

## 2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染対策委員会について）

事業所における感染管理活動の基本となる組織として、感染対策委員会を設置する。その際委員会で得た結果については事業所内の職員に周知徹底を図るものとする。

### (1) 委員会での検討内容

- ア 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
- イ 感染症に係る指針、マニュアル等の整備・更新
- ウ 感染対策に係る職員への研修、訓練の策定・実施
- エ 利用者および職員の健康状態の把握
- オ 感染症等発生時の対応・報告
- カ 感染症対策実施状況の把握と評価

### (2) 委員会の構成

- ア 委員会の委員は、管理者、看護職員、精神保健福祉士、グループホーム管理者、所長、事務員等で構成する。
- イ 委員会には感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名設置するものとする。  
なお、担当者は「看護職員」から選任する。

### (3) 開催頻度

委員会は概ね3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。また、web等を活用して行う場合がある。

### 3. 職員に対する研修の実施

- (1) 新規採用者に対して、感染対策の重要性と基礎に関する教育を行う。
- (2) 感染対策に関する定期的な研修を年2回行う。
- (3) 事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

### 4. 平常時の対応

#### (1) 所内の衛生管理

感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

#### (2) 利用者の健康管理

- ア 既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- イ 日常生活を観察し体調の把握に努め、様子などを共有する方法を確認する。
- ウ 利用者や利用者の家族に感染予防対策について教育、指導する。
- エ 利用者や利用者の家族に感染予防対策実施状況を把握し、不足している内容を支援する。

#### (3) 職員の健康管理

- ア 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- イ 体調の管理、把握に努め、体調不良時は管理者に報告する。
- ウ 感染予防対策等の知識を評価し、不足している内容を教育、指導する。
- エ 業務中に感染した場合は、速やかに管理者へ報告する。

#### (4) 感染予防と対策

- ア 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスク着用を行う。
- イ 血液、体液、排泄物を扱う場合は細心の注意を払い、直接手指に触れないよう使い捨ての手袋を着用する。
- ウ 利用者の異常の兆候をできるだけ早急に発見するため、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。なお、異常を発見した場合は、家族や主治医に連絡する。
- エ 必要な物品を確保し、適切な方法で管理する。

### 5. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、速やかに次に掲げる措置を講じる。

#### (1) 発生状況の把握

- ア 感染者及び感染疑い者の状況を正しく把握し、情報を共有する。
- イ 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う。

## (2) 感染拡大の防止

ア 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する。

イ 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。

ウ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限等）の協力を依頼する。

エ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族 等）の体調を確認する。

オ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う。

## (3) 保健所、行政機関、関係機関との連携

ア 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。

イ 指示内容を法人・事業所内全職員で共有する。

（連絡先）

奈良保健所 保健予防課 0742-93-8397

## 6. 指針の閲覧

本指針は、利用者及び利用者の家族の求めに応じていつでも閲覧できるように事業所内に備えておくほか、ホームページ等にも公表する。

## 7. 指針の改正

本指針は、委員会において定期的に見直すものとし、必要に応じて改正を行う。